

2019年11月12日

東日本旅客鉄道労働組合
中央執行委員長 山口浩治殿
各地方本部執行委員長殿

東日本旅客鉄道労働組合
水戸地方本部
執行委員長代理 鈴木三男

バス棚倉分会組合員への不当労働行為に対する 「不当労働行為救済申立」について

私たち水戸地方本部は、バス棚倉分会組合員への不当労働行為の時効を迎える 11 月 11 日、東京都労働委員会に「不当労働行為救済申立書」を提出し受理されました。ここにその事実を報告し、すべての仲間に連帯を要請します。

遡ること一年前の 2018 年 11 月 11 日、ジェイアールバス関東白河支店現場長がバス棚倉分会当該組合員を白河市内の喫茶店に呼び出し、「俺が納得する書類（脱退届）を出せ。そしたら不祥事を握ってやる」「今のドライブレコーダーの映像はサーバーに残っている。脱退届を出すなら映像を消す」「中村社長に書記長と副分会長までやった社員が反省して非組になったから、罪を軽くしてくれと言えるんだ」「それをするには紙（脱退届）が必要なんだ」と発言し、本人の不祥事を悪用した不当労働行為の脱退強要を行ったのです。

私たち水戸地方本部は、相次いで仕掛けられる不当労働行為を根絶するために、労働者救済機関として存在する「労働委員会」を活用してたたかうことを中央本部に強く要請してきました。また、JR 東労組第 45 回定期委員会（2 月 8 日開催）、つづく JR 東労組第 38 回定期大会（6 月 13 日開催）において、バス棚倉分会への不当労働行為に対し第三者機関の活用を要請する修正動議も提出してきました。しかし、これらの修正動議は反対多数で否決されてしまいました。同時に中央本部は、これらの修正動議が否決されたことをもって「第三者機関の活用はしないことが大会決定だ」として水戸地方本部の要請に応えないばかりか、これらの修正動議の否決を根拠とした中央本部の判断は組合民主主義の上に成り立つ修正動議の趣旨からも明らかに誤りであると指摘せざるをえません。

一方で、水戸地本第 38 回定期地方委員会（2 月 16 日開催）でのバス棚倉分会選出委員の不当労働行為に関する生々しい報告、水戸地本第 34 回定期大会（7 月 12 日開催）での不当労働行為の実態を記録したオープニング DVD と実際に不当労働行為を受けた当該組合員からの実態報告に対し、多くの組合員が「絶対に許さない」「最後までたたかうべきだ」という感想を持ち、その声は水戸地方本部にも寄せられました。しかし、来賓として参加されていた中央本部の挨拶では一切不当労働行為に触れていただけませんでした。それば

かりか、感想に至っては「初めて知った」という信じ難い言葉が発せられ、開いた口が塞がりませんでした。その理由は、本部定期大会・定期中央委員会で修正動議が出され幾度となく中央本部に要請してきたことからしても「初めて知った」とはあり得ない事だからです。さらには、中央本部内でバス棚倉分会での不当労働行為に対し全く議論されていなかった証左であると言えるからです。

このような様々な経過を踏まえ、改めて中央本部に対する「『第三者機関の活用』の要請」と、「7月26日までに回答がなければ、水戸地本として不当労働行為救済申立を提訴する」ことが全組合員の賛同を得て大会決定され、7月18日に要請書を中央本部に提出するに至りました。しかし、中央本部から示された「第2回中央執行委員会の決定事項」（7月26日付）では、①中央本部がバス棚倉分会に寄り添い、バス関東本部申17号交渉における職場のたたかひの成果・教訓を活かし、職場で発生する諸問題の解決を目指していく。②総括答弁および大会決定は、規約第27条違反であり無効であるという考えが記され、バス棚倉分会組合員の苦悩やそれを支える多くの組合員の思いとは大きくかけ離れた回答を頂きました。以降、8月23日にも再度要請書を提出しましたが、「中央執行委員会で議論し、決定したものをお返ししています」という回答のみで何ら今後の具体的方針が示されることはありませんでした。

他方、ジェイアールバス関東株式会社の姿勢は6月3日に開催したJRバス関東本部申17号団体交渉において明らかになりました。団体交渉では、ジェイアールバス関東白河支店現場長によるバス棚倉分会組合員への脱退強要の事実に対し、その喫茶店でのやり取りについての事実を認めたものの、「現場長は不当労働行為の意思がないので不当労働行為ではない」「不当労働行為は会社が認定するものではなく第三者機関が認定するもの」と繰り返し回答し、不当労働行為を行った事実は一切認めることはありませんでした。

この団体交渉を受けて中央本部とバス棚倉分会の間で意見交換会の場が設けられました。分会からは、「分会としてたたかひを積み上げてきた。バス会社が不当労働行為は第三者機関が認定するものと言っている。活用すべきだ」という分会の熱い思いに対し、「活用しないとは言っていない。しかし、第三者機関の活用は、時間と金がかかる。結審しても紙切れ一枚」と意見交換会に参加した中央執行委員は終始し挙句の果てに「これから12地本で議論する」というものでした。「バス棚倉分会に寄り添い」と言いつつも、「時効」を迎える今日に至っても何らの方針も示さず、問題を放置し、嘘と誤魔化して「あったことを無かったこと」にしようとしています。本部の行為は、不当労働行為を受けた当該組合員の立場に立っているとは到底言えるものではありません。

私たち水戸地方本部は「あったことをなかったこと」にはできません。そして、組合員を置き去りにした運動をつくることもできません。したがって、バス棚倉分会組合員への不当労働行為について、東京都労働委員会に「不当労働行為救済申立」の提出を判断した次第です。私たちは「当たり前の労働組合」として常に組合員の前に立ち続け、何があるかと諦めることなく、あらゆる反動にも屈せず、組合員のために、これからもたたかひ続けます。

以 上